こどもたちの安心・安全を守るために

綾東こども園が定める「不適切な行為」について

綾東こども園では、こどもたち一人ひとりの人権と尊厳を大切にし、安心して過ごせる保育環境づくりに取り組んでいます。
こども性暴力防止法の施行に向けて、園独自の「不適切な行為」の基準を定め、すべての職員で共有し、未然防止に努めます。

園が定める不適切な行為 18項目 ｜ 1〜9

1	園児と個人的なSNSや連絡先を交換し、私的なやり取りをすること。
2	休日や勤務時間外に、園児と個人的に二人きりで会うこと。
3	保護者の承諾なく、園児を自宅に招いたり、園児の自宅を訪問して二人きりになったりすること。
4	業務上の必要がないのに、園児を一人で車に乗せて送迎すること。
5	保育や安全確保に必要のない身体接触をすること。また、正当な理由なく、嫌がるこどもへの身体接触を続けること。
6	必要以上に長時間抱きしめたり、不自然な抱き方や不適切な身体接触をしたりすること。
7	正当な理由なく、他の職員の目が届かない個室や密室で、園児と二人きりになること。
8	午睡時などに、正当な理由なく特定の園児とだけ添い寝をしたり、必要以上の身体接触をしたりすること。
9	こどもが自分でできる着替えや排泄などを、必要がないのに介助すること。



こどもたちの安心・安全を守るために

綾東こども園が定める「不適切な行為」について

園が定める不適切な行為 18項目 ｜ 10〜18

10	着替えや排泄の介助で、不必要に身体を露出させたり、他の園児から見える状態にしたりすること。
11	身体の特徴や発達、排泄の失敗などについて、からかったり、恥ずかしい思いをさせたりすること。
12	園の許可なく園児を撮影したり、写真や動画を個人の端末に保存・送信・公開したりすること。
13	正当な理由なく特定の園児を特別扱いしたり、個人的な贈り物などで特別な関係をつくったりすること。
14	園児に職員との秘密を守るよう求めたり、相談や報告をしないように働きかけたりすること。
15	容姿や身体的特徴を過度にほめたり、必要以上に親密な言動をしたりすること。
16	保育の場にふさわしくない過度な肌の露出や、不適切な服装・言動をすること。
17	不適切な行為や性暴力の疑いに関する記録を隠したり、相談した人への口止めや不利益な取扱いをしたりすること。
18	その他、こどもへの性暴力につながるおそれのある不適切な行為をすること。

日常の保育について

抱っこや寝かしつけ、着替え、排泄の介助などは、こどもたちの成長や安心、安全を支えるために必要な保育です。これらを一律に禁止するものではありません。こどもの年齢や発達、気持ちを十分に尊重し、必要な援助を適切な方法で行います。また、職員間で情報を共有し、透明性のある保育を心がけます。



ご家庭の皆さまへ

園では、職員への研修や日常的な振り返りを通じて、不適切な行為の防止に取り組んでいます。お子さまの様子や園での関わりについて、気になることやご心配なことがありましたら、遠慮なくご相談ください。
相談窓口：綾東こども園（担当者:渡邊　0773-45-1488）
ご相談いただいた内容は、プライバシーに十分配慮し、適切に対応いたします。

こどもの性被害を防ぐために

保護者の皆さまにお願いしたいこと

保存版

1 こどもの権利について知ること



こどもの権利を学ぶことで、こどもは、危険に対して「いや」と言いやすくなると考えられます。

保護者の皆さまも、こどもたちと一緒に**こどもの権利についてご理解をお願いします**。

参考パンフレット

ちかごろよく聞く　こどもの権利って！？
（こども家庭庁）

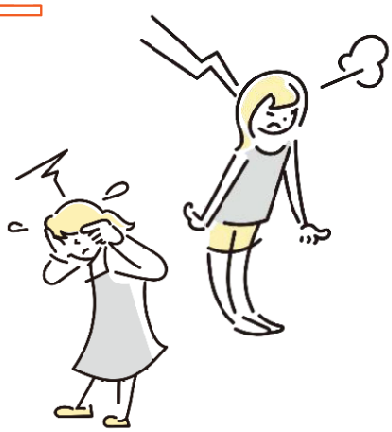
URL:https://www.cfa.go.jp/policies/childrights

「生命（いのち）の安全教育」

こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教材です（文部科学省）。

URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

2 こどものサインに気づくこと



こどもは、性暴力を受けても、被害を訴えることが難しいケースが多いです。

こどもが見せるサインを見逃さないよう、日頃からこどもの様子に目を配ってください。

参考パンフレット

こどもたちのためにできること
～性被害を受けたこどもの理解と支援～
（内閣府・こども家庭庁）

URL:
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#child

※ サイト下部に当該パンフレットがございます。

性被害に関するご相談はこちらへ

こどもから被害の相談があった場合、異変を感じた場合、相談してよいかわからない場合でも、悩まず相談してください。

誰からの相談かや、相談の内容に関する情報は、厳格に取り扱います。
相談したことで、不利益を受けることはありません。

＜相談窓口＞

綾東こども園	0773-45-1488　担当：渡邊（園長）
米澤一喜	yonelaw123@yonelaw.com （顧問弁護士）
Curetime	https://curetime.jp/ （内閣府）

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

URL:https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

こども性暴力防止法　検索

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもの性被害を防ぐために

綾東こども園の取組

◆こども性暴力防止法に基づき取り組んでいます

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。

＜「性暴力」の例＞

不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮　等

起こさせません、見逃しません

- 面談・アンケート
- 相談窓口の設置
- 従事者への研修

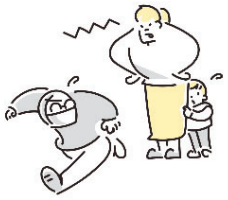
などを実施しています。



職員の性犯罪前科を確認しています

（＊）法施行（令和8年12月25日）後順次

性犯罪前科がある職員は、
性暴力のおそれを踏まえ、
こどもと接する業務に
従事させません。



（個別の確認結果は　法律上お伝えできません。）

◆綾東こども園の職員は「不適切な行為」は行いません

性暴力につながる「不適切な行為」として、次の行為を定めています

情報はこちらをご確認ください→

◆万が一、性暴力の事案が発生したら

こどもを守ることを最優先に、関係法令やルールに基づき、事実の確認やこどもの保護に組織として全力で対応します。また、日頃からそのための体制を整えています。

事案の概要は、原則として、事案にかかわっていない保護者の皆様にも、ご説明します。

ただし、事業者の対応に遅れや混乱が生じたり、二次被害等が生じることを防ぐため、必ずしも事案の発生直後に説明を行わない場合があります。ご理解をお願いします。

お願い

うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

性犯罪歴や性暴力の疑いなどの情報は、個人の重要なプライバシーに関わります。

性暴力の被害のうわさが広まると、被害を受けたこどもやその家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。



⚠ このようなプライバシーにかかわるうわさを流した場合、法律に定める刑罰や、損害賠償の対象となる可能性があります。